

県立高等学校将来構想審議会
第1回検証の在り方検討部会

平成21年10月27日（火曜日）

10:00～12:00

1 開 会

○事務局 本日はお忙しい中、県立高等学校将来構想審議会第1回検証の在り方検討部会にご出席を賜り、ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の会議資料の確認をお願いいたします。

会議資料は、次第と出席者名簿のほかに資料1から資料9まででございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただいまから県立高等学校将来構想審議会第1回検証の在り方検討部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県教育庁教育企画室長安住順一からごあいさつを申し上げます。

○安住室長 一言あいさつをさせていただきます。

委員の皆様には、これからの県立高校のあり方につきまして1年以上にわたり熱心なご審議を賜り、先月、新たな県立高校将来構想として答申をまとめていただいたことにつきまして、改めてこの場をおかりして感謝申し上げます。

また、その答申の第5章にあるわけでございますが、適正な進行管理の手法につきまして、検証の在り方検討部会を設置しまして検討を重ねていくことにしたわけでございますけれども、部会委員の皆様には、ご多忙のところ引き続き検討をいただくことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

この検証の在り方につきましては、将来構想に基づきます各種施策をより実効性のあるものにしていくうえで、また計画どおり各種取り組みを進めていくのに非常に重要なことという形で考えております。皆様には非常に短い時間で検討をお願いすることになりますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○事務局 初めに、会議の成立につきましてご報告申し上げます。

当部会は6人の委員で構成されておりますが、本日は6名全員のご出席をいただいております。したがって、県立高等学校将来構想審議会条例第5条第3項の規定により準用する第4条第2項の規定により、半数以上の委員がご出席ですので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで1点お願いがございます。本日は、狭い部屋ということでマイク、スピーカーは用意しておりませんが、録音して議事録を作成する都合がございますので、若干大きめな声でお話いただければ幸いです。

2 議 事

(1) 部会長及び副部会長の選任について

○司会 それでは、議事に入らせていただきます。

議事第1の部会長、副部会長の選任に入らせていただきます。

部会長が選任されるまでの間、安住室長が仮の議長となり、議事を進めさせていただきますのでご了承願います。

安住室長、進行をお願いいたします。

○安住室長 条例に基づきまして、部会の部会長・副部会長を選出という規定になってございます。暫時進めさせていただきたいと思えます。

それでは、部会長、副部会長選出につきまして、ご推薦等ご意見がありましたらお願いしたいと思えますのでよろしくお願ひします。何かござひますか。

○白幡委員 事務局、何かないですか。

○安住室長 事務局といたしましては、荒井会長に部会長、菅野委員に副部会長という形でお願ひしたいと思っておりますけれども、よろしゅうござひますか。（各委員より「はい」の声あり）では、よろしくお願ひいたします。

それでは、部会長は荒井委員、副部会長を菅野委員にお願ひいたしますのでよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、ただいま選任されました荒井部会長と菅野副部会長を代表しまして、荒井部会長からごあいさつをちょうだいしました後、議事進行も併せてお願ひしたいと存じます。

荒井部会長、よろしくお願ひいたします。

○荒井部会長 ただいまご指名にあずかりました荒井でございます。

審議会の節は、大変熱心に御討議をいただきましてありがとうございます。私の力及ばずの部分が大変ございましたけれども、皆様方のご協力によって立派な答申ができたのではないかとこのうふうを考えております。

ほっとされているところを大変申しわけないのですが、この部会を立ち上げるということで、この進行経過に関する提案というのは、実は私の内心では、答申の中で恐らく最も重要な部分の一つだというふうを考えております。大変お忙しいところは承知の上だったのですけれども、事務局と相談をした折りに、その忙しい方の中でもまた忙しい方に押して大分無理をお願いしたと思えますけれども、ご同意いただきまして大変感謝しております。大した回数ではござひませんが、何とかこの新しい試みを着地させるような形でのご討議をお願ひしたいと思

っております。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めたいと思います。今日は大変内容が豊富でございまして、時間内で十分にご討議をいただけるかどうかというのが若干不安になるのですが、進めさせていただきます。

(2) 会議の公開について

○荒井部会長 議事(2)の会議の公開について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 会議の公開につきましては、お配りしております資料1をごらんください。

県の附属機関である審議会におきましては、県の情報公開条例第19条で原則公開する旨が定められております。この例外といたしまして、個人情報等を取り扱うなどの理由で3分の2以上の多数決をもって非公開とする旨議決した場合が定められておりますが、その扱いとしましては、第1回目の会議で決めることとされております。

事務局といたしましては、当部会におきまして非開示情報を取り扱うことや、公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じることは想定されないと考えておりますので、公開で開催することとし、併せて会議を円滑に進めるために資料2のとおり傍聴要領案を定めることについてご提案するものでございます。

傍聴定員につきましては、会場の大きさに応じまして適宜定員を設定してまいりたいと考えておりますが、本日は12人と設定したいと存じます。

なお、公開した会議の資料及び会議録は、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領において、県の県政情報センターにおいて県民の皆様の閲覧に供するとともに、ホームページにも掲載しまして公開するものとされております。会議録につきましては、事務局で原案を作成し、委員の皆様にご確認いただいてから公開の手続きをとらせていただきたいと思いますと思っております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○荒井部会長 ただいまの事務局説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○北島委員 基本的に、この情報公開条例の条文の第19条を見ますとそのとおりだと思うんですけども、この検証の在り方検討部会というのが、今後「在り方」という、そのルールづくりという点と、県内の県立高校各学校においては、自分の学校がどうなるのかというようなことについては、関係者も含めて大変関心が高い事項だと思っております。今後の議論の推移の

中で、具体の学校というものが、事例も含めて出てこないとは限らないわけでありますけれども、そういう点に関して、事務局ではそこまで踏み込まない在り方検討とお考えなのか。具体の事例も含むことは当然あるというふうにお考えの検討会なのか。この在り方検討部会のスタンスが、若干心配な部分も私自身は抱いておるのですが、いかがなのでしょう。

○荒井部会長 事務局よろしいですか。

○安住室長 基本的なスタンスとしては、在り方の検討部会という形で検証のスキームというか実施方法等についてを議論するという形で考えておりますので、その個々の学校の問題までは踏み込まないで議論が進められるのではないのかなと思っている部分はあります。ただし、これから部会の議論の中で、やはり個別の話を出して議論すべきだということになれば、その場合については少し考えなければならぬかなと思っておりますけれども、基本的には個々の学校の中身に踏み込まない形で議論はできるのかなと思っております。そういうこともありまして公開という判断をしているところです。

○荒井部会長 私も、今、北島委員の方から出ました事柄と、それから具体的に踏み込まなくても課題によっては、たかだか6人の委員ということですので、だれがどういう意見を表明したのかということが非常にデリケートな影響を持つ場合があるかと思うのです。その場合に、もちろんこの部分は十分に傍聴の方々に聞いてほしいというような事柄もありますし、固まるまではむしろ非公開で審議をした方がいいのではないかなというふうな事項もあるのではないかなというふうに推察するのですけれども。

例えば今回の課題は内部的な内的なコンセンサスといいますか、かなり激しく意見が交わされるのではないかというときは、事前に非公開の手続をとるかというふうなこと。これは、この第19条に当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときにはというふうな書いてございますけれども、これは手続的には、その前の会議の席でその3分の2の方の意見を伺うという形の手続になるのでしょうか。

○事務局 どちらも可能だと思います。次回の案件について3分の2で議決すれば、次回はまるごと非開示ということも可能ですし、何件かの議案を扱う中で、そのうちの1件ないし複数について、これは非開示情報を扱うのでこの部分は非開示にするということをその会議の冒頭で議決することも可能ということに。

○荒井部会長 次回の会議の議題がその前回のときに定まっているかというのと、必ずしもそうではないので。ただ、いずれにしてもそういう手続をすればということのお答えですね。（「はい」の声あり）

白幡委員どうぞ。

○白幡委員 もう少し根本的な話として、この検証の在り方検討部会のミッションは何なのかというところで、今、北島委員がちょっとご心配したそういうところまでここは入るのか、検証の在り方を決めて、それを答申するところまでなのかということによっても随分違って来るんじゃないかと思う。

北島委員がおっしゃったのは、検証の在り方も決め、かつそれに従ってある程度その評価の部分の話まで入り込んだ懸念を申されたと思うのですけれども。僕はまだはっきり理解していないんです。この委員会のミッションは、どこまでが我々のミッションなのかと。評価の在り方を検討するのであれば、別にその具体の話も出てきませんので傍聴されても結構かと思うのですけれども、具体的な評価がこの委員会のミッションとしてあるのだとそれはまた別な話になるのですけれども、そこをまだ僕は理解していないんですが。我々のミッションはどこまでですか。

○安住室長 基本的な考え方とすれば、ここは検証の在り方。基本的にはその実施方法とかというものを決めていくという形でご意見をいただくという形で考えておまして、実際の検証の部分につきましては、これはこの部会のミッションではなく、そこをどうするかというのはこれから考えなければならぬのですけれども、ここの部会とすれば、検証の実施方法とか対象とかそういうものをやるところで、実際の評価まではここの中では議論はしない形で考えているということです。

○白幡委員 お配りいただいた資料の9に、たまたまこの部会の審議スケジュール（案）ってあるのですけれども、これ3回分ありますね。これだけ見てみると、我々のミッションはこれで一つの完結を見るのかと思っておりますと、北島委員が心配しているところまでは入り込まないのかなと。そうであれば、私は別にかまわないと思うのですけれども。

○荒井部会長 私の方で発言していいですか。

実際に、今、白幡委員がおっしゃったとおりかと思うんです。ただ少し懸念しますのは、要するに何を検証対象とするかというところ。それから、検証のそのものには踏み込みませんが、その検証の結果をどういうふうに、例えば行政の実施に結びつけていくかというところで、かなり意見の相違といいますか、出てくるのかなというふうな感じがいたしまして、その点に関しては、もちろん誤解なく傍聴の方々に伝わればそれでよしとするべきだし、あるいはここの部分は検証対象に入るか入らないかというあたりの基準をめぐっての議論で、この委員会としての線が出るところといいますか、出るまでは若干その内部的な議論を固めてからの

方がよろしいのか。そんなところがちょっと頭に浮かんだものですから。でも、それも杞憂ということであれば基本公開という線で、それはもちろんこういう行政の委員会ですから結構だと思いますが。

それから、先ほどの事務局の方からのお答えでは、この事項に関してこの委員会の中で、「ちょっと次回の予定されているこの項目については」というところで、3分の2以上の同意をいただければ非公開にするというケースもあり得るというふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

○安住室長 原則公開という形で進めることにしたいと思っているんですけども、事前に審議会の資料等については委員の皆様にお配りはしたいと思っはいるんですけども、その段階でやはり非公開も検討すべきではないかというご意見をいただくような場合があれば、ここは改めてその部会の会議について検討することは可能だと思います。そういう形でいいですかね。

○荒井部会長 はい。ほかにはよろしいですか。

○安住室長 事前に資料はお送りさせていただきたいと思います。その場でもしそういう形でご意見があれば事前にいただきたいという形で、その場合についてはこの部会のスタートのときにもう一回議論してもらおうという形にさせていただきたいと思いますが。

○菅野副部会長 確認なんですけど、だから前の回で議論しなくても、案件を見て、その当日の冒頭で部分的な非公開あるいは全面的な非公開等の審議をすることは可能だということなんですよね。そういうことですね。（「はい」の声あり）その前の回じゃなくても、その当日の…。

○荒井部会長 ただ、当日になりますと、その傍聴の方を追い出すようなことに。

○菅野副部会長 追い出すというか、お帰りいただくということに。

○荒井部会長 そういうことになるので、できれば多少早目にといいますか、1週間とかそれなりの努力できる範囲で早目にそれがお伝えできるほうが失礼がないというふうに。

○安住室長 今回もそうなんですけど、約1週間前には公開をしているんですね、審議会を開きますという形で。公開するかどうかについては議事で決まりますという言い方をして掲示しているんですけども、やはりそこがわかる形にはした方がいいのかなと思いますが、そこがどういう形でできるか。

○荒井部会長 全体の資料が固まる前に、恐らく事務局の方としては大体どういう議論になるかということの推察はつくと思いますので、その時点で、各委員と私部会長、副部会長の方に相談いただければ、恐らくその1週間前に掲示するときにその旨も合わせて掲示いただければというふうに思います。

○安住室長　そういう形で検討させていただきたいと思います。

○荒井部会長　よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、そのような形で事務局の原案どおりに承認することにいたしたいと思います。

それでは、傍聴の方々に入ってください。

（３）宮城県行政評価制度における高校教育に関する施策評価実施状況等について

○荒井部会長　それでは、続きまして議事（３）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

資料３から６についての説明になります。

○事務局　次第では（３）宮城県行政評価制度における高校教育に関する施策評価実施状況等についてというふうになってございますが、まず最初に、今回の検証の在り方検討の経過について確認していきたいと思います。お配りしております資料３の方をごらんください。

「検証の在り方検討の趣旨について」と題して２つ記載してございます。

１つ目といたしましては、先月、県立高等学校将来構想審議会の方から答申のありました「新たな県立高校将来構想」における記載内容の確認でございます。

第５章将来構想の推進、２適正な進行管理、（２）適正な進行管理の一番最後の部分でございますが、「各種の高校教育改革を着実に遂行していくためには、適正な進行管理が不可欠である。そのためには、前述した実施計画に基づいた高校教育改革の各取組を進める一方で、時代や環境の変化を的確に捉えながら、常に新将来構想の進捗状況や成果・課題等の検証を行うとともに、その結果を適宜県民に情報提供しながら、必要な対応を行っていくことが重要である」。最後の段落ですが、「こうした仕組みを構築するに当たっては、今後、教育を巡る環境は常に変化していくことが予想されることから、機動性・実効性を担保した検証・強化システムの在り方について十分検討し、現将来構想で取り組んできたものも含む高校教育改革の各取組を確実に検証しながら、適正に進行管理していくことが必要である」。こういった答申の内容になってございます。

もう１つは、ことしの２月に開催されました宮城県の教育委員会における決定の内容でございます。第７８３回臨時会の第１号議案の中身でございます。２行目からですが、「男女共学化を含む高校教育改革の取組について、その施策としての合理性、有効性などを多角的視点から速やかに点検していく必要があると判断し、これらについて客観的に検証を行いながら、その成果を各種施策の見直しや中長期的な計画立案に実効的に反映していくシステムを構築する

ことにより、今後の本県高校教育の充実を目指すこととする」。こういう決定がなされておりまして、ここら辺の経過を踏まえまして、これから県立高校の在り方の検討の方を進めていく必要があるのではないかとこのように考えてございます。

それでは、引き続きまして、県の行政評価制度における高校教育に関する評価の実施状況についてご説明いたします。

今回、高校教育における各種の取り組みの仕組みなどを検討されるに当たりまして、県の行政評価でこういった検証がなされているのか、それを資料4から6でございまして、簡単に概略をご説明したいと思います。

まず、行政評価でございまして、全国各地の自治体とか国におきましては、行政側が行政活動の内容を住民に説明し、理解を求める責任の確保、いわゆるアカウンタビリティの確保であるとか、自治体の財政難といったような状況の中で、行政サービスの水準の低下につながりかねない歳出カットなどについては、住民に対してその理由・根拠などを明確に示していく必要があるなどといった理由で行政評価制度が導入されておりまして、宮城県におきまして、平成13年4月に宮城県行政評価要綱、それから行政評価委員会条例というのが施行されまして、行政評価が本格実施されてございます。

行政評価の中身は、政策・施策評価以外に大規模事業評価であるとか、事業箇所の評価であるとか、そういった幾つかの観点があるのですが、今回はその政策・施策評価に関しましては、高校教育に関するどういう政策がとられてそれが実行されているかということについて評価されているという状況にございます。現在の政策・施策評価の大きな枠組みといたしましては、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」というものが平成19年3月に策定されてございまして、この「宮城の将来ビジョン」にのっとりた形で大きく政策を7つ掲げておりまして、その7つの政策ごとにどういう取り組みをして、それを具現化するための個別の取り組み、各種の事業、そういったものを評価して全体的にその政策がうまくいっているかどうかというところを評価してございます。

実際の政策評価・施策評価の実施フローにつきましては資料4にございまして、政策・施策・事業というそういう大きいくりで分けてございまして、まずは1年間かけてそれぞれの個別の事業ごとに事業評価シートを、自己評価で事業評価シートをつくりまして、それを幾つか合わせる形で1つの施策という形で取りまとめましてそれを評価すると。それを踏まえた後に県民の意見を聴取する形にしまして、それから結果を行政評価委員会というところで再度その中身をチェックして、最終的に行政評価委員会の方から意見が出まして、それを次年度の施

策なり事業なりの方に反映させるという形をとってございます。

今の話をちょっとわかりやすくしたのが資料5になってございます。「政策評価・施策評価の反映フロー」という部分に載ってございますが、各部局、左側の方でございますが、政策・施策・事業というふうに縦に分かれておりますが、一番下からいきますと、事業分析シートとここでいうのは、大体三百数十個の事業それぞれについて、事業の必要性であるとか、有効性であるとか、効率性の分析を自己評価する形になってございます。これらを幾つか束ねて施策評価シートというものをつくります。それらをさらに大きく分けて政策評価シートというものをつくりまして、これが「宮城の将来ビジョン」の進捗状況に対して、こういった方向にあるのか、こういった状況になっているのかというところを自己評価したものを、県庁の内部にある知事、副知事、それから部局長で構成される県政策・財政に関する重要事項について審議する政策・財政会議というものがあるのですが、そちらの方で実際のその施策の推進状況を把握して、今後の展開の方向性を検討します。その展開の方向性に沿って、実際には規模を縮小する事業であるとか、新たに立ち上げる事業の必要性を判断し、それを次年度の組織の編成体制であるとか予算編成の方に反映させていくと。そういった流れで実際の評価が翌年度、翌々年度の方に反映されていくという仕組みになってございます。

ここだけ言うとちょっとその具体的なイメージがわからないかと思いますので、資料6の方をごらんください。本日ご用意させていただきましたのは、政策評価の中でも高校教育に関する部分がどういう形で評価されているかという部分を抜き出してきたものでございます。A4縦になっていますが、上の1行目の段にその政策評価シート、施策評価シート、事業分析シートというふうになってございます。一番左の縦のラインは、その大きな基本方向という「宮城の将来ビジョン」の中で富県宮城実現という部分。2は施策番号として5個ございます。それから「安心と活力に満ちた地域社会づくり」というところに6番から10番というものがございます。それから、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」というところに11から14がございしますが、県立高校につきましてはこの政策番号でいう7番「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」というところに位置づけられておりまして、15番、16番、17番の「着実な学力向上と希望する進路の実現」、それから「豊かな心と健やかな体の育成」、 「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」というところで、大きくはここに書かれておりまして、ほかの部分にも若干関連するような部分で評価はされているんですが、大きくはこのところで評価されてございます。

これらを例えば、1ページめくっていただきますと、2ページと3ページのこれが施策番号

7ということで、「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」という施策全体を評価しているという形でございます。左側のページは事務局側の自己評価のページ、それから右側のページについては、行政評価委員会がその評価の原案に対してどういう評価をしたかということが書いてございまして、ただ、平成21年度は、20年度の事業に対しての評価の指標でございますが、行政評価委員会、3ページの左の上の方でございますが、判定としては「概ね適切」と。評価の理由に「一部不十分な点が見られるものの、政策の成果については『やや遅れている』とした県の評価は妥当」と。それで構成施策15については、「目標指標等の実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが、施策の成果を分かりやすく示す必要がある」という意見が出て、それに対して県の対応方針というのがこの囲みで書いてございます。これを翌年度の評価の在り方であるとか、施策の推進の方に反映しているという現状でございます。

もう1枚めくっていただきますと、これは大きく施策全体を総括したものでございますが、4ページ、5ページにつきましては、その施策7というものを構成する施策番号15「着実な学力向上と希望する進路の実現」といったところの評価でございます。これも見方は左側のページが事務局側の原案でございまして、右側のページが行政評価委員会の意見、判定ということで、6ページの一番左上で「概ね適切」というような形でございます。

行政評価委員会がここに「概ね適切」というふうに判定するに至っては、その次の6ページ、7ページに「施策15『着実な学力向上と希望する進路の実現』を構成する事業一覧」というものがございまして、ここに15個の事業が並んでございまして、本日はその個別の事業評価シートの方については配付してございませんが、それぞれ一つ一つ事業についてその成果目標であるとか、達成状況というものを一つ一つチェックした上で、それを見た上で全体として施策15が達成しているか達成していないかといったようなことでチェックをしている、検証しているという形になってございます。今回このくくり方が教育というくくり方なので、必ずしも高校教育だけに限定した評価ではないので、義務教育も含めて教育全般を評価するという形で評価されてございます。

8ページになりますと、これは学力ではなくて「豊かな心と健やかな体の育成」という施策でございまして、具体的にはどういった事業がなされているかというところ、10ページ、11ページにございますが、簡単に高校教育に関連するものはどこかというところを見るときには、担当部局名のところが義務教育課となっているところは主に義務教育を対象にしてやっているというところがございます。高校教育課となっているところにつきましてはおもに高校に限

った事業を展開しているというところで、例えば事業の番号で言うと11ページの一番上でございますが、「高等学校スクールカウンセラー活用事業」といったものを高校教育課の方で事業に取り組んで実施しまして、右側にはその実施状況・成果というふうに書いてございます。

12ページ、13ページでございますが、これは「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」ということでして、判定は「適切」という形になってございますが、具体的な事業としては14ページから17ページまででございますが、例えば高校教育に関する部分としては15ページの一番上になると思っておりますが、「個性かがやく高校づくり推進事業」であるとか、9番には「学校評価事業」といった事業が行われてきまして、それらがそれぞれ一つ一つ評価されているという状況になってございます。

一部分ではございますが、こういった事業単位、県の行政評価、今の制度上は事業単位の一塊にして施策という単位で評価していると、そういった状況で今県の行政評価は進められているわけでございます。

行政評価については以上でございますが、引き続き学校評価の方を説明させていただきます。

○事務局 それでは、私の方から先般、学校現場の方ではどのような取り組みがなされているかということの視点で、資料7を使いまして学校評価について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

これについては、今説明のありました政策や施策に対する評価とはちょっと違っておりますけれども、それぞれの学校での教育活動、それから運営状況等について評価を行っているというものでございます。これについては、学校教育法に基づきまして、このような形では平成20年度から実施しているものでございます。この学校評価の中には、後で説明申し上げますけれども、自己評価と学校関係者評価というものが大きく2つ要素として含まれております。フロー図の一番上にありますけれども、年度初めに各学校におきまして、その年度の重点目標でありますとか、学校の運営方針等を定めた教育計画というものを定めることになっております。それに基づきまして教育活動というのを実施していくわけですが、大体多くの学校では12月ごろになるということでございますけれども、その時点でその年度の教育活動について自己評価というものを実施してございます。

この自己評価に当たりましては、生徒、保護者、それから教職員に対するアンケート調査というものを実施しておりまして、そういった意見も反映させながら自己評価というものを実施し、アンケート内容の集計分析を含めまして、改善方策等を取りまとめた報告書を学校で作成するという取り組みを行っております。それが1つ自己評価ということで書いてあるも

のでございます。

その次に学校関係者評価というふうに書いてございますけれども、これは学校関係者ということで、外部の方を含めた評価委員会によりまして、先ほどご説明した自己評価の結果等を踏まえて、それに対する提言、または学校に対する今後の改善方策等の在り方等についてご意見をいただくということで学校関係者評価というのをもう1つ実施してございます。多くの学校では学校評議員という方をお願いしております、おもに保護者の代表であったり、学識経験者であったりするわけですが、そういった学校評議員の方に協力をいただいて学校関係者評価というものを、外部の目を入れて実施しているということでございます。場合によっては、その自己評価の結果だけでなく学校行事を見ていただくとか、教職員との意見交換などを行っているところもありますけれども、そういったことを踏まえまして学校関係者評価というものを実施しているということでございます。各学校におきましては、自己評価、それから学校関係者評価というのを踏まえまして、次年度に向けて重点目標の設定、または具体的な取り組みの改善につなげていくというような取り組みを行っているということでございます。

この結果につきましては、例えばPTAの総会の場をかりて保護者に対する説明を行ったり、学校のホームページに掲載したりということで広く周知を図っているということでございます。

資料の2ページ以降に、古川黎明高の事例を資料として配付させていただいております。これはホームページの方に全文掲載されているものなのですが、今ご説明したとおり1ページ目に学校経営計画ということで重点目標なり経営方針というものが示されてございます。

資料の3ページですが、ここでは2番として学校評価の計画・実施について、取り組みについて書いてありまして、3番として評価結果の分析及び改善方策ということで記載してございます。資料の4ページで今後の改善策の方向性ということで、①から⑩ということで記載してございます。これが学校評価の報告書として出されたものの一例でございます。

資料の5ページには、これは保護者向けのサンプルとして挙げておりますけれども、先ほど自己評価の際に行うと申し上げましたアンケートの例について、このような形で行っているということでサンプルを添付してあります。こういった形で、生徒、保護者にそれぞれアンケートを行って、その意見を反映させて自己評価を行っているということでございます。

以上、現在高校の方で行われております学校評価の概要についてご説明申し上げます。

○事務局 続きまして、資料8の方をご説明させていただきたいと思っております。

こちらは千葉県教育委員会が今年の1月に発表しました「県立高等学校再編計画前期分に係る評価（中間評価）」の一部を抜粋したものでございます。

2 ページ目のところに「はじめに」というふうにございますが、千葉県教育委員会では平成 14 年に、14 年度から 23 年度までの 10 年間の県立高等学校再編計画というものを策定してございます。そのうち前期 5 年間に再編した二十数校を対象にして評価委員会を設置して、評価・検証を実施しておりまして、その中間報告としてこの報告というものが出されてございます。今回こちらの部会で、検討の実施方法などの検討に当たって参考になればと思つて添付させていただきました。

具体的に千葉県の方ではどういった進め方をしているかといひますと、3 ページの下の方、「5. 評価の手順」というところがございますが、具体的な評価の手順といたしましては、その(2) 評価委員会からの助言を受けながら再編の実施校ごとにその聞き取り調査、それから意見交換会、アンケート調査、基本調査等の調査をしていく。なお、その意見交換会と学校視察には評価委員も参加していると、そういった状況でございます。

1 ページめくつていただきまして 4 ページ目の上のございますが、各再編の実施校ごとに資料を集め、またそうしたその調査結果については、再編の種別ごとに具体的には(4) のところに「県立高校の統合」「単位制高校の設置」「総合学科の設置」「中高一貫教育校の設置」「女子校の共学化」「三部制定時制高校の設置」「通信制独立校の設置」といったその再編の種別ごとに整理し、生徒、保護者、地域の声を加えて実施状況を把握されております。これらの資料をもとに、評価委員の意見を踏まえながら成果と課題をまとめているといった状況でございまして、これらについて千葉県の方では、5 ページのところへ評価委員会が第 1 回目を 19 年 10 月、それから第 7 回が、最後の中間報告としてまとめているのが 11 月と、1 年間かけて再編をした学校に対しての状況の把握と成果と課題を取りまとめると、こういった状況でございます。こういった実施の在り方がご参考になるかと思つて添付をさせていただいた次第です。

事務局側からの説明としては以上でございます。

○荒井部会長 ありがとうございます。

大分盛りだくさんの内容で、既に宮城県が行っている行政評価のシステムのお話、それから各高校で行われている学校評価と、高校再編に限定されておりますけれども千葉県で行われております高校再編計画の評価手法について、事務局からご説明をいただきました。

これらはほとんどすべて今回の在り方委員会での検討を進めていく上で大変参考になる部分かと思ひますけれども、ただいまの事務局からの説明に関して、質問、ご意見等あると思ひますので、各委員の方々からお願いしたいと思ひます。いかがでしょう。

どうぞ。

○白幡委員 基本的な考えとして、今のこの教育のところだけじゃなくて、全体のこの富県戦略に基づいて大変丁寧につくって重層的にやっているのは私もわかっているんですけども、この大きな見直しというのは何年サイクルでしたっけ。例えばこの基本方針で政策・施策、あるいは事業においてプログラムしているんですけども、大きな政策段階での見直しというのは、当然ローリングはやっていくんですけども、基本のところの見直しというのは3年、5年、10年ですか。

○安住室長 将来ビジョンですけども、これについては10年のビジョンにしているので、基本的には基本方向については10年間は…（「平成28年まで」の声あり）ええ。そういう形です。それについて行動計画というのをつくっていて、3年の行動計画をつくってまして、これが19、20と今年21までで、それで次の行動計画を今つくっている最中です。これが今のところ4年というサイクルでつくろうという形で考えているんですけども、ビジョンは10年と。それを行動計画というのをつくって進行管理していきたいということで、今は1期目の進行管理の一番最後の年で、そして、今2期目の行動計画をつくっているところでございます。

○白幡委員 うん。たしか33の行動計画ってあったんですが。今のお話ですと、それを今後は5年にするということですか。

○安住室長 行動計画を2期については4年にしたいと。

○白幡委員 4年ですか。わかりました。だから、上部のそういう行政評価というのは、そういうインターバルで皆さんでやられていくということですね。

○安住室長 そうです。

○白幡委員 ということは、当然今度の4年の第2次の行動計画に関して、今回の新しい高校の将来構想ができましたので、当然いろいろな形でその将来構想に向けた前段階での取り組みが、何らかの行動計画として盛り込まれるはずだということですね。

○安住室長 はい。

○白幡委員 わかりました。

○安住室長 あとは、資料6というものの中に全体の将来ビジョンの関係が記載されております。それで、先ほど説明したように教育に関しては、施策番号という1番から14番まで振られている部分がありますが、ここの大きなウエートを占めている7番のところで「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」という施策の評価があります。そこについて、県の将来ビジョン

では、それを推進するために33取り組みという形のものをつくって取り組んでいるところなんですけれども、そこで、15、16、17というのについて重点的な取り組みという形で推進しているところです。特に大きなのが、高校の教育になりますと多分、施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」という形が高校教育に直接結びついてくるところかなという形で考えてございます。

ただし、ここのところにつきましては、どちらかという学力向上というのと進路実現、進路指導とかキャリア教育という観点でもって施策をやっているということございまして、ここと高校教育の改革の取り組みというのが結びついているところと直接結びついていないところがあるという形でございます。特に、千葉県の例でいいますと、学校の再編とかという形になってくると、管理はするんでしょうけれども、その15の中で高校教育の改革の取り組みを学校再編という形では直接には評価していないというのがあります。今回、その将来構想につきましては、高校教育の改革という、ある意味では制度とか仕組みの改革でございますので、ここの部分についてどういう形でやっていくかというのが1つの論点かなと思っております。

○荒井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

すみません。ちょっと聞き落としました。将来ビジョンの見直しの場合に、その10年間というのは何年から何年になるんですか。

○安住室長 19年度から28年度です。

○荒井部会長 行動計画は今年、今つくっているという・・・

○安住室長 19、20、21年度までが第1期の計画で、22、23、24、25までの計画を今つくっています。

○荒井部会長 3年間。

○安住室長 4年間です。

○荒井部会長 22、23、24、25と。

○北島委員 今事務局から説明があった部分は、県教委としては資料6の14ページの施策番号17の3番について、そのような目標及び期間を掲げてやっていく計画は、評価はここでやっているというふうに理解してよろしいですか。

○安住室長 そうですね。これは事業単位にその施策を構成する事業単位に評価していますので、ここで将来構想の推進への関係の事業を評価していると。

○荒井部会長 恐らく事業という言葉が分かりにくいと思うんですよ。だから県全体の政策、それから施策、事業というところでのラダーといいますか仕組みと、それから今度は、例えば教

育政策の中での事業といったときに同じオーダーでその議論をできるのかということ、それが違ってきますよね。ですから、その評価なり検証という言い方の場合に、事業でなくてその施策を問題にするのか、政策を問題にするのかといったときのそれぞれのトピックといいますか、それによって県の方ではそれは事業に当たっていて、教育の問題にかかわったそれは県の政策だというレベルに移る。それはちょっとシフトさせ過ぎかもしれませんが、その部分で、どういう場合にもこの3つの段階を区切るというのはそう容易なことではないんですけれども、県のレベルと、それからその教育行政として考えたときに、それが整合的に適合するかどうかということが我々にわからないと、「事業」というふうに一言言われたときに、「ああ、このレベルの話か」というところにすぐついていくのが難しいというところがあるように思うんですけれども。

○安住室長 この県の方の行政評価につきましては、大もとが政策評価という形でやるんですけれども、どこからスタートするかということ、その政策を構成している事業のところからこの事業はどのような形で進めてきていて、その評価はどうなっていると。それが実際の33の取り組みの、ここに目標数値を挙げているんですけれども、その目標がどうなっていて、最終的には政策評価はどうなっているという形の評価のシステムになっていまして。ベースが事業評価という形のところからなる仕組みになっているんですね。ですから、先ほどその事業の1つとして将来構想の事業があるものですから、事業という書き方になっていますという話なんですけれども。

ですから、今回県の行政評価というやり方と、今回将来構想の中で盛り込んだ高校改革の取り組みというものについては、その事業ベースにしたものとは多分合わない部分が出てくるんだろうなという形では考えていますので、そこをどういう形でやったらいいかという形で論点にして考えていかなければいけないのかなと思っています。今の行政評価については県の全体の仕組みなものですから、ここを事業をベースにしたものと変えていくとなかなか難しいところもあるものですから、本当に近い、あるいは逆に言うと重なっている部分も実際ありまして、今回の将来構想の中では、この人づくりの方向性につきまして、学力あるいはキャリア教育の充実という形で書いている部分はあるんですけれども、そこについては事業ベースで言うと、この取り組みの15と若干重なる部分は出てくるんだろうなと。

○小澤委員 行政評価に対して、その学校評価をどういうふうに整合性をとるかといったようなところは非常に難しいところだと思いますね。行政の場合には、1つの事業の成果といったようなものが割とはっきり出てくるんですけれども、教育といったようなものが、例えば野球部

なら野球部が1回戦で負けたところ、優勝したところというふうに、優勝したところははっきり見えるかもしれませんが、でも、教育というくくりからすると、1回戦で負けても部員のチームワークや努力といったようなものは、優勝以上の中身を持っているといったようなことが、なかなか行政評価のようにはっきり見えてこない、評価しにくいところがありますよね。そういった意味では、学校評価といったようなものは効率というようなくくりでいかに明解に評価するかというふうなところはなかなか難しいのだろうというふうに思います。

○荒井部会長 事務局の側からの先ほどのご説明に関してはよろしいでしょうか。今のお答えは必要でしょうか。

○小澤委員 いや、よろしいです。

○荒井部会長 それでは、まだご質問等が出てくる可能性がありますけれども、少し議論の時間を十分にとりたいというふうに考えまして、先に進ませていただこうかと思えます。

(4) 検証の在り方について

○荒井部会長 先ほど説明がありました県の政策あるいは施策の評価であったり、あるいは高校教育に関しての施策評価ということが現在実施されているわけですが、それに加えて今回この将来構想審議会の中の部会において、その新たなる検証の制度、将来構想の進行経過をチェックするというような試みを考えているわけですが、そのあたりをどういうふうに整理していったらいいか。従来の評価・検証と、それから今回のこの在り方部会で考えようとしている検証制度との関係ですが、それは事務局にお聞きするのか、我々部会の委員の意見を総合していかないと結局着地はできない問題かと思えますけれども、事務局の方で創成して、こんな位置づけをとりあえずは考えているんだというふうなお考えがありましたら、ちょっとそれをご披露いただいて、それから各委員のご意見を承っていくというふうにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○安住室長 位置づけですか。

○荒井部局長 はい。

○安住室長 先ほど言いましたように、例えば今回将来構想を進める上で、前回の現構想の取り組みについて県民の意見を聞いたりしたことがあります。例えば総合学科とか中高一貫とか、あるいは男女共学、生徒減少とかという形のものについて県民の意見も聞いたことがありますけれども、こういうのが前回の高校改革の取り組みという形で取り組んだところだと思います。

それが今の行政評価の中では、今のシステムの中では直接聞くような項目にはなっていない

というのがあります。今回新たにまたその取り組みのところで出てまいりますけれども、こういうのをやはりきちんと評価していくことによって、次のステップに行きますし、今回の将来構想につきましても着実にやっていく形になるんだと思います。前回の現構想の取り組みの中で言われておりますのは、そこは掲げたんだけど実際どういう形でやられてきたのかというのがきちんとされていんじゃないかというようなことがあります。ですから、そのところを、現構想も含めて新しく構想もいろいろなありようも含めて、どういう形できちんとした形で進行管理しながら検証していくか、というのをつくっていくか。それにつきましては、先ほど言いました形の、うちの方で行政評価という仕組みもあります。あともう1つは、学校の中身につきましては、学校の運営という形で学校評価をやっていると。そこでもカバーしきれないものが、高校改革の取り組みということであるものですから、そこをどうやって把握していったらいいのかなというのが大きなテーマかなと。どういう範囲を対象としていくかというのと、その対象についてどういうスキームをやっていくのかという形だと思います。

それで今回、千葉県取り組みとしては、一応再編というところに絞ってという形で進行管理の仕組みをつくってきていて。その中には、やり方として聞き取り調査をやったり、意見交換をやったり、アンケートをやったり、あとは基本的な統計データですね。こういうのを目指しながらやってきたというのがあります。ですから、どういうその対象で枠組みをやるかというのと、高校改革の中でやっていくのと、そこをやるに当たってどういう仕組みをつくっていているかというのが、おもな議論をしてもらおう中身かなという形で事務局としては考えているところでございます。

○荒井部会長 今のご説明にもいろいろご質問なりご意見が出てくるかと思いますが、今日は第1回目ということで、ブレインストーミングというふうに伺っていますのでかなり自由に。今、安住室長の方から、とりあえず事務局としてはこういうふうに考えているということのお話がありましたけれども、それに関連させても、あるいは独自に、今回の検証の在り方というものについて自分はこう考えているというあたりで、6人ですので30分ぐらいそれぞれ…おひとり5分ぐらいになりますけれども。おひとり30分いただくと大変なことになりますので。順番にちょっとご意見をちょうだいして、それで残り時間で実際に討論という形でさらに理解あるいは議論を深めるという形で進めたいというふうに思っています。

まず、副部会長の菅野委員の方からご意見をちょうだいして、順次反時計回りになりますでしょうか。それで北島先生、最後に私というところでお話を伺っていきたいと思います。

○菅野副部会長 私の方からは、やはりその検証法。一体何をどのように検証するかということ

の枠組みをつくるべしということがミッションだというぐらいは了解しているんですけども。やはり一番気になるのは、気になるというのは段取りを踏んでいただければならないということはわかるんですが、項目立てみたいなのが一体どういう形の検証項目が考えられるのか。そして、先ほど小澤委員から出た、教育のレベルの検証の難しさということは改めて重い課題だなということを考えていて。事業の検証であれば確かに成果主義的、検証や評価というのは基本的にはアチーブメンタリズムの用語形ですから、そういう中で達成されたということについて客観的に判断するということなんだが、やはり改めて、それで教育も、私は教育大学にいますから、もちろん検証や評価ということは教育の業界と教育界にも迫っているわけですけども、改めて我々、我々というか、この将来構想を踏まえて一体何をどのように検証できるのかということについて少し……。でも、やはりこれは具体的な項目や数字というか、そういうものが出てこない、もちろん足踏みだけしているわけにはいかないんですが、その辺について改めて自分なりにどう考えられるかは、まだちょっと具体的にはイメージできていない状況ですけども、何か資料とかを見ながら考えていきたいなというぐらいでございます。

○荒井部会長 では小澤委員、お願いします。

○小澤委員 先ほど申し上げたように、教育といったようなものを数値的に推しはかるというようなことは極めて難しいことであるわけですけども、見方を変えれば一方では、学校現場ではそうしたようなことが難しいというようなことが、時に甘えとなってしまって、それ以上前に進む努力を欠いてきているというような見方もできると思うんですね。一方、行政側の行政評価といったようなものが年々進んできている中で、教育行政という分野だけがあいまいな部分を残しながら現在に至っているということも言えるというふうに思います。

そういう中で、例えば中高一貫といったようなものを進める場合に、あるいはこの進みの評価といったようなものを学校全体で自己評価あるいは外部の委員による評価といったようなものをその都度やって、成果や課題といったようなものを明解なものにしていくというようなことが非常に大切であると。学校の現場の先生方というのは、そういう自己評価もさることながら、そうした教育を行政評価と同じようなレベルにまで押し上げていくということに関しては、非常に失礼ながら意識が低いというふうに思います。ですから学校全体の意識改革、リーダーシップを発揮するのは校長先生だと思いますけれども、それに加えてどのような人がその学校の自己評価を点検していくかというように、その委員構成が非常に大きな問題だろうというふうに思います。

簡単なのは、学校評議員といったような人たちが手っ取り早い構成かと思うんですけども、

学校評議員はあくまでも学校の内部に精通した身近な人ということで、いわば内輪の人になってしまう。それをもっと進んだものにしていくためには、やはりこの評価の委員構成といったようなものも、この場合非常に大きな意味を持つだろうというふうに思います。いずれ、やはり今の時代を考えれば、教育といったようなものを成果あるものにしていくためには、こうした評価といったようなものはっきり示していくということが必要なことではないかというふうに感じます。

以上です。

○荒井部会長 それでは白幡委員、お願いいたします。

○白幡委員 今、事務局のお話を聞いていて、「ああ、そうか」といろいろ思ったんですけれども、いわゆる行政評価のシステムだけで、我々今回の構想の是非をずっと評価していくのは無理だなというのがあります。ですから、そのマトリクスの中で行政評価で評価してもらう部分とそれ以外のものをやはり何か設定していかなければいけないのかなという気がしたんですけれども、じゃあ何をしたらそういうわけでそうなるのかということちょっと考えていたんです。

例えば、企業だったらどういうことをやるかということでちょっと考えてみたんですけれども、10年という計画は最近作りませんが、例えば3年なり5年の中期、長期の計画をつくれますよね。当然最終的な目標があるわけですけれども、必ず決めなければいけないことってあるわけですね。ですから恐らく今回我々が討議した将来構想でも、まずそういう必ず具備すべき、いわゆる評価のために具備すべきものをもう一度きちっと見直してつくって、それを例えばこの行政評価の中で評価していくエリアと、それから先ほど何か学校ごとの評価システムがあるということがありましたけれども、そこで評価できるものと。あるいはどうしてもここがぼかっとあいちゃうのでその部分の評価は今度新たな評価の体制なり組織をつくるという、そんなマトリクスをつくらなければいけないなという気がしますね。

それで、まずこの将来構想の中で、いろいろ我々も議論の中で結構定量的な埋められる成果というのをつくりましたけれども、先ほど私の企業だったら何をやるかというお話ですけれども、参考になるかどうかわかりませんがちょっとお話しさせていただきますと、当然最終的な大きな項目ごとの――まあ教育を成果ではかっちゃいけないんですけれども・・・アウトカム、成果指標を決めますよね。必ず決めます。何で見るのかということですね。

それから、それがうまくいっているかどうかプロセスを見るためのパフォーマンス・インデックス、管理指標を決めますよね。だから成果指標と管理指標が必ずでてくる。当然、それを

どこが分担するのかという主分担組織なり部門，事業部を決め，それでその関連部門を決めますよね。「おまえたちも協力しろよ」と決めますよね。その2つをやります。

次に3つ目に，たしかに成果指標を決めるんですけれども，その成果指標の妥当性。僕らで言うと目標値のストレッチ度という言い方をするんですけれども，何だ手なりじゃないかと。今のいわゆる延長線上でできるんじゃないかと。手なりなのかストレッチなのかということは，徹底的にその目標設定の段階で上職者とそれを担当する部門で議論しますよね。これは結構大変なんですけれども，それをやらないとなかなかうまくいかないとなります。

それから最終的なねらいがあります。最終的なねらいというのは，例えばここでいうと，施策番号でいうと15になりますけれども，これは最終的なねらいの成果指標が出てくるかと思うんですけれども，この最終的なねらいを達成するために，いろいろな行動計画なり事業プランを全部足し込んだら本当にそうなるのかということの，先ほど部会長はラダーという言い方をしましたけれども，ラダーを分析していった下位の目標が中位の目標，中位の目標が上位の目標になるんですけれども。その階段状の中で積算していったら，本当に将来的な目標になるのかどうか。目標に到達するのかどうかという，そういう構造ですね。ツリー構造の中でも目標の妥当性というのを見ていくんですね。

それから次に何をやるかという，評価のインターバル。一律ではない。いわゆるこれは1年単位で見ても大丈夫だと，これは半年単位で見なきゃいけないんだ，これは3カ月単位で見よう，という形で評価のインターバルを決めます。それを全部一律にやっていると，かえってその評価のための評価になってしまうので，最適な評価時点というのがあるんですね。そういうことを決めるということですね。

それから最後になりますけれども，だれが評価するのかと。これは難しいですよ。客観的に専門家の方々の仕事を客観的に評価する。なかなか難しいんですけれども，そうすると評価する人たちも結構な情報あるいは現場感覚を持たないとなかなか評価できないということで，ではこの行動計画に対してはAさん，Bさん，Cさんにしよう。これはCさん，Dさん，Eさんにしよう。こういうことである程度の評価者を決めて，その評価者は例えばその子会社なりその事業部なりに時間をつくって足しげく通って現場を見るということをやりますよね。そういうようなことで，大体長期，中期の目標に対してはブレイクダウンして目標設定をしていくんですけれども。だから我々がつくった将来構想も，もしこれから評価するのであれば，まず今私が――必ずしも全部具備すべき必要はないんですが――そんなことを具備した上で，ではこれは県内の行政評価の仕組みの中でやろう，これはこの仕組みの中でやろうと。これはここ

からやれたから新たな評価をする仕組みをつくろうというような、全体のマトリクスをつくるのが先かなと、今までの話を聞いて思いました。

○荒井部会長 では佐々木委員，お願いします。

○佐々木委員 うまくまとまらないうちの発言になってしまうんですけども。

やはり教育という部分で評価していくというのはすごく難しいという皆さんからの意見は本当にそうだなというふうに思いますので，それだからこそやはりきめ細やかに検証していかなければいけないんだと，今日の皆さんの意見を聞いて改めて感じました。

それで，まずは現将来構想の中でその検証をする機関がなかったというところで，行政評価のところはあったんですけども，その具体的などころについての検証をする機関はなかったということでしたので，今回，その新将来構想に当たっての検証の在り方を検討していかなければいけないということでその機関を設けるのが，その方法を今から考えるということなんですけれども，まずそれがあったということは，当たり前のことではあって，今までなかったということなので，これは大きな一歩なんだなというふうに感じました。

まず，生徒であるとか親の立場から言うと，本当に年々いろいろな教育行政が変わってきて，いろいろ示されてその方向に歩かざるを得ないという状況になっているんですけども，果たしてそれが本当に子どもたちのためになるのか，将来のためになるのかということは，常にどこかで思っはいなながらもそこに従わなければいけないということがあります。

やはり教育行政をする側にとっては，それを不安を取り除く，これで本当にこの方向でよかったんだよというふうにわかりやすく示す必要があると思います。そのためには，やはり評価する，検証をしていくということは大切だと思うんですが，実際それをどのように検証していったらいいのかということは，内部の人たち，それから外部の方々の評価機関を設けて，現場の先生方の意見というのがどうしても大事な部分だと知りながら，なかなかそれが反映されていないというのがあると思うので，アンケートの結果からもそのあたりがちょっと見え隠れする部分があったので，それをぜひ現場の先生方の意見も取り入れられるような仕組みにしたいと思っています。それは校長先生や教頭先生や教務主任の先生に限らず，広く意見を持っている先生方から聞き取りをするということもすごく大切なのではないかなというふうに思っています。

それからもう1つお話ししたいのは，一度その施策を決めたのでこのとおりに推し進めていきますというふうな形になっているんですが，果たしてこれでよかったのかというふういきちんと，その時点で皆さんの声が大きければ大きいほどいろいろ思っていることがあると思うので，

具体的には今年度初めに男女共学のことで教育委員会でいろいろとご議論されて大変なご苦労をされたことにかかわることなんですけれども、そのあたりも、今後その検証の中で皆さんの意見が出てきた中で、また新たな方向というのが見出せた場合には、後戻りというわけではなくて、その見直しという形で、新しい宮城県の高次教育の在り方というのを本当に素直に受けとめて素直にそれを政策に生かしていく。そういった柔軟なことも必要なのではないかなというふうに思います。

まとまらなくてすみません。以上です。

○荒井部会長 では北島委員，お願いします。

○北島委員 私もまとまった話は多分今回はできないと思いますけれども。

今日の資料をいろいろと見せていただいて、実際に学校現場でこういう学校評価というのをやっているわけなんですけれども、そのときの思いといいますか、これは校長としての思いなんだろうと思いますけれども、それが今度は学校レベルではなくて県の高校教育改革レベルという点でその検証をどうすればいいのかというふうになるわけですから、その学校における思いをちょっと述べさせていたいただきたいと思うんですけれども。

各委員からお話があったことは、本当に学校においても痛切に感じるが多々あります。1つは、数値で果たしてどれだけその改革状況とかが見えるんだろうかということについては、これは県教委の方でもいろいろな場面で言うておりますけれども、教育というのは数値だけではかかれるものではないんですけども、大事な指標であり、また可能な部分は積極的に数値化していく努力もまた求められなければいけないというような考えでおります。それから、当然学校の大目標、教育目標を出して、その具体のセクションでの下位目標に落としていくわけなんですけれども、このときはどうしても私たちは教師側での政策になりますので、実際にその教育を受けている子どもたち、保護者、学校の関係者、地域の方々というその客体からの評価というものを常に取り入れる工夫をしていかなければいけないと。この両方がここ最近学校レベルでも研究レベルでも随分進んだなということは多くの場面で見ます。今、高校教育で宮城で求められているのは、さまざまな施策の継続性といいますか、例えば学力向上でもそうですけれども、継続性というのがどうしても教育分野は他の行政よりも求められるだろうというふうに私は感じております。それは入学してくる子が、中高であれば卒業まで3年かかりますし、小学校ですと6年かかります。その間の揺るがないといいますか、チェックをしながらも大きな目標を掲げ、それを何で評価していくのかというのも継続性。それも含めた継続性を感じながらやっております。

あと、これは個人的な思いになるかもしれないんですけども、今後この政策の検証の在り方を構築していくときに、私なんかは大きな声だけではなくて、自分の中ではサイレントマジョリティーというイメージで抱いているんですけども、その出てくる声や数値だけでなく、やはりこちら側が出かけて行くというような形での広く声を拾う努力というのでしょうか、それは教育の大切な視点、高所からの視点ということも、または長い目での視点ということもあるのでしょうか、それらもこの検証システムの中でつくっていただければ、というよりはつくっていくことが求められているのかなと。今のところはそんな思いがいたしております。

以上です。

○荒井部会長 私の方の意見ということになりますけれども、きっと部会長がこんなことを言うてはいけないだろうと思うんですけども、私にとって一番問題なのは、ここで検討しようとしていることをいかに有意義なものにするか。評価というのはもう数え切れないほどふえてきているんですけども、その評価の中で本当に有効に機能しているものが一体どれだけあるのかという、むなしさみたいなものをたくさん経験してきたものですから、評価することの困難さがあるんですけども、その困難さを大変忙しい方たちのお時間を使って、あるいはエネルギーを使ってやって、それでそのことが一体何の改善にどういうふうに反映させることができるのかと。

そういうことから考えますと、第一に、この委員会といいますか、あるいはここで検討された結果として、検証部会というのが恐らく将来できるんだらうと思うんですけども、その検証部会というのがどれだけの教育改善への貢献ができるポジションを占めることができるのか。それはその将来構想審議会というものの所掌している限界があり、それからその将来構想審議会の中の部会としてできた検証部会というものに一体どれほどの権限を付与するつもりなのかということですね。そのことがかなり明確になっていませんと、せつかくここで真剣に議論して重ねていった部分というのが、どれほど宮城県の改善に結びつくかというところが、我々その作業をやっている者の目に見えてこない。ぜひこの会議、あるいはこの会議の提言に基づいてできる検証部会の作業というものが、的確に教育政策、あるいは教育施策、あるいは教育事業というものに反映できる道筋というものを見える形に。それはかなり事務局にお考えいただかなければいけないことですが、教育長始めそこでこの会議が目標としているものの実現に向けての道筋を示していただきたい。

その上で、その対象とするべきものが、我々が23年から32年の将来構想として答申したもののそのものの進行経過をどう検討していくのかというところで終始するのか。あるいはこの

検証の在り方そのものが問題視された、先ほど佐々木委員の方からも出ましたけれども、例えば男女共学の問題であれ、入試の改革、一学区制の問題であれ、現在恐らく我々の出した構想というものが方々でもってぶつかる可能性のある、現在そこらじゅうにある問題ですね。その問題を避けて通るのか、避けて通らないのかですね。現実には我々が直面している問題というものも検証の対象に含めていくのか。そこでもってその作業内容なり在り方についても大きく変わってくるのではないかというふうに考えています。

ですから、この在り方委員会での検討結果というのは将来構想審議会の中にフィードバックするということになるんだろうと思うんですけども、その中で、例えば将来構想審議会として、この検証部会には他の審議会に対する勧告権を与えとか、あるいは議会なり何なりに対して、その現状の問題に対して一定の問題提起をするだけの権限を付与するのであるとすれば、将来構想審議会そのものの機能を変えていかないと、数ある審議会の1つとして将来構想審議会があったということでは、その横並びの審議会の中で、あるいはそのサブの部会でもってやった作業というのは出口がなくなってしまうんですね。ですから、それがそのきちんとした出口を持って将来構想審議会から発信ができるというメカニズムが見える形でしていただかないと、この在り方検討部会というものが形をなさないという不安がありまして。ぜひそのことをお考えいただきたいし、また我々もこの中で問題にしていければというふうに思っております。

その大きな問題を事務局の側に押しつけてしまいまして大変恐縮ですけども。あと、それぞれにご意見をいただきまして、大変限定された時間ですので言い足りない部分はたくさんおありかと思っておりますけれども、さらに先ほどの検証の在り方ということに加えて、その方向性であるとか、検証の範囲であるとか、あるいは実施方法とか、さまざまな観点があるかと思っておりますけれども、今日のところは少し自由にそれぞれのご意見を、断片的であってもかまいません。優秀な事務局スタッフがついていますので、きれいに整理をいただけるかと思っております。少し今日のところは無礼講でもっていろいろなことのご意見をちょうだいして、その中で整理をした上で2回目に臨みたいというふうに思います。どなたからでも自由にご発言をいただければと思います。

○白幡委員 今の部会長のお話には僕は全く同感なんですけれども、結局こういう評価システムをつくるということは、何を決めているかということ、大きく2つ決めていると僕は思うんですね。

1つは、その見直しをするということを決めているのと同じなんですよね。今時点での最適案が将来にわたって最適かどうかわからない。その期限を5年、10年も持ち続ける必要はないと思うんですね。だからこそ評価があって、そこで見直しローリングがあるということなんです。

から。ずっと10年間このままでいいというわけじゃないと。評価システムをつくるということは、見直しを覚悟したんだということの一つのあらわれだと思うんですね。

我々もそうだったんですけれども、やはりきちっとした精緻な評価システムをつくるという、そのこと自体が一つの効果なんです。これは企業ではそうなんです、言い足りないのは何かというと、最初のうちは上位職者が下位職者を評価するような形でやっていますけれども、だんだん成熟してきますと、自立的なものが出てきて。そうすると上の人とか評価者は何をやっているかということ、フォロワーになっているんですよね。アドバイザーであり、サポーターでありという、こういう形になっている。それはもう理想論かもしれませんが。ですから、評価システムをつくること自体がやはり一つの成果であって、その評価システムの中で、よりその主体者が主体的に自立的にやってもらう、そういう環境をどうつくっていくのかというのが一番重要なことなのかなという気がしています。

それから、先ほど北島委員がおっしゃいましたサイレントマジョリティー、僕は本当にそう思うんです。何であれ、一つの団体なり機関ができると、それがどんどん権利意識を発揮してきて、もしかするとそれが必ずしも正しい意見を言っていないので、そういうところに入りきれない人たちって必ず出てくるんです。それを見るとやはりサイレントマジョリティーの声をどう聞いていくかというのは、多分アンケートじゃないところにあるんじゃないかなという気もしています。

雑ばくな感想で。

○北島委員 1点よろしいですか。これまた現場で感じていることなんですけれども。

部会長さんも大学というところで随分評価はやってこられたと思うんですけれども、最近どこでも感じているだろうと思うんですけれども、先ほど小澤委員もおっしゃったような評価のための評価になりがちなので、最も大事なものは、その結果までのエネルギーをどう少なくして、アクションへの、改革へのエネルギーを多くするのかということを現場でやっていかなくちやいけないことなんでしょうけれども、まだなかなかできていないんですね。そう考えますと、荒井部会長のおっしゃるように、この在り方検討部会の外になるのかもしれないんですけれども、ぜひそちらにきちんとつなげられるような在り方を考えていかなくちはいけないだろうなと思っています。これは大変難しいことだと思いますが。

○小澤委員 行政評価の場合には、必ず予算といったようなものが一つの基本になって、そういう少ない予算を有効に生かしていくということにつながっていくと思うんですけれども、教育というふうな場合においても、やはり人・金・物、これはやはり欠かせないことでありますね。

ですから、評価をするというようことの裏づけとして、その事業といったものに対する予算の裏づけといったものがきちっとできれば、それはそれなりに評価は必然的に上がっていくものなんですけれども、その裏づけがないところだけでいくら知恵だけを絞っても、なかなかいい結果は生み出せない。ですから、その背景には予算といったようなものをぜひきちっと裏づけするようなことも、この先大変大切なことではないかなというふうに、教育現場を預かっていて感じますね。

○荒井部会長 佐々木委員、何かありませんか。

○佐々木委員 これは将来構想審議会の方でも意見を差し上げたときがあったと思うんですけれども、周知という部分でどうしても行政の方は弱いのかなというふうに常々考えておりました。ホームページであるとか、各学校への文書等とかそういうのはもちろんなさっていると思うんですけれども。例えば資料6の13ページあたりを見ましても、行政評価委員会の意見として「県民に周知するよう努めていく必要がある」というのがかなり出てきているように見受けられます。この事務局の評価原案の方にはそういったのはちょっと見当たらないんですが、13ページの部分はぱっと見ただけでも3カ所に「周知していく必要がある」「県民に一層の周知を図っていく」というのが見てとれるんですけれども、そういうのもすごく大切なことですので、より効率的な周知の在り方、行い方というのを今後真剣に考えていく必要があるんじゃないかなと思います。本当に全然知らない間にこういうふうになっていたとか、来年度からこうなのになんて全然知らなかったというような親御さんとかもいらっしゃいますので。例えば、これは一つの案なんですけれども、広告代理店の広告戦略の専門の方からのアドバイスを受けるとか、そういったことも必要なのではないかなというふうに思っています。

○荒井部会長 菅野委員。

○菅野副部会長 追加で。

評価をするということと見直しとの関連、白幡委員がおっしゃっていたことというのはなるほどと思って聞いていました。これから突っ込んだ具体的な議論に、項目とかいろいろなことになったときに、例えばですけれども…これがこうだというふうに頭に決めているわけではないんですけれども。男女共学の問題なんていうことを取り上げて評価で観点をつくって…。まあそれ自体評価までは要らなくて、観点をつくっていくんでしょうけれども、そうした場合に、ただやはりもう観点をつくって評価の段取りをするということは、それ自体これはどういうふうに評価され得る可能性があるのかということろまで、やはり我々は何かコンセンサスを得た方がいいのか、あるいは議論した方がいいのか。必ず問題が出るはずなんですよね、男女

共学って。建物のことから、いろいろな関係の在り方から、それでまた伝統校が共学化していくという中で、いろいろな問題が出たときに、その問題というのを、男女共学になったから問題なのか、それともそれはある種の移行期間の、根付くまでの問題として見るかによって全然評価が変わるといようなことも含めて、かなり慎重にというか、あるいは忌憚なくというか、委員同士でその辺についての考え方をすり合わせていければなということを考えております。以上です。

○荒井部会長 あと10分ほどしかございませんけれども、もし可能であれば今日ご意見をちょうだいしたいと思っていることの一つに、事務局の方の想定もございませうけれども、我々としてどの範囲をその検証の対象としていくかですね。23年から32年の将来構想をその検証対象としていくのかと。5年目にチェックの時期があるということは前から伺っていますけれども、先ほど私が申し上げた繰り返しになりますけれども、現在の問題を含めてこれまでそういう進行経過に対するシステムがなかったということですので、実際、新たにそこにつくるといことになったときに、ではこれまでの経過あるいは現在の状況というものを対象から外すのか、それを含めるのかということころは大きな決断なんだと思うんですね。そこら辺のご判断といたしますか、ご意見を、短い時間ですけれどもちょうだいできればというふうに思っています。

またこれを伺った上で、事務局なりあるいは実際の施策に関与している人たちと調整等にも当たらなければいけないということになりますけれども、とりあえず率直なご意見を伺って、その上でこの先を考えていきたいというふうに思っています。

○白幡委員 現在の基本構想が23年までですか、22年までですか。それで新しい構想が23年からスタートするんですけれども、5年間の次の見直しまでに、どういうふうな着地なり影響を及ぼしたかというのは当然評価していくべきだと思いますよね。それで、かつ次の5年が見直しの時期であるとすれば、その5年目までに今回の全体構想の中でやるべきことってあるかと思うんですよね。そのことに関してのみの評価しかできないと思うのですよ。10年って長いスパンですから。少なくとも、僕は5年も長いなと思っているんですけれども、3年ぐらいのスパンで、全体で10年計画だけど、3年の中でやろうとしたものに関する評価だけでいいのかなと。そのときに現の構想に関しても、やはり非常に影響が大きいものですから振り返り評価をすべきではないのかという気が個人的にはします。

それで、やはり一番重要なことは、この新しい構想をベースにして、恐らく各部局でもって4年間の次の行動計画をつくると思うんですけれども、どこまで落とし込まれたことだという

ことをきちっと計画段階で。これはもう計画段階の評価ですね。いわゆる実施段階の評価ではなくて、計画への盛り込みへの状況の評価を絶対やらなければいけないなど。

○安住室長 すみません、1点だけ。

その構想の見直しの時期なんですけれども、前回の構想では前期・後期と5年単位でという形でしていました。今回もそういう形も想定したんですけれども、いずれ実施計画をつくっていく段階で、前期・後期という形でなくてローリングをしていきたいという形で教育長が答えている部分がありまして、その単位を何年にするかというのは、まだうちの方でも決めていないところがあるんですが、前期・後期という形でなくて、5年ごとの計画をする意味でローリングしていくという形で考えていきたいなと思っています。そこにローリングするとき、当然その評価というのを見ながら、検証と中身を見ながらその実施計画の中に踏み込んで反映できればいいなという形で今のところ考えているということです。

○荒井部会長 白幡委員のご意見は、その基本的に今回我々の審議会が答申した内容というのが当然ベースだと。ただ、その進行経過を見る中で、現構想といいますか、それを逐次盛り込んでいく形で見えていかざるを得ないだろうというふうに…。

○白幡委員 と思いますし、逆に言うと、その評価をやらないと、その現のものをつくった方々の責任も果たしたことになるんじゃないかと、それを我々が代替してやるべきではないかと思う…我々というか、新しいものを構想した人たちがですね。それは、現をベースにして新しいのができているわけですから、現に対する、こう着地するだろうというふうな思いでもって新ができていますよね。その着地の具合がどうなのかと。うまく着地できたのかどうかということを見るべきだと思いますよ。

○荒井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

○小澤委員 やはり新たな10年を策定、進めていく場合に、一番大切なのは最初の部分だろうというふうに思います。そういう意味では、5年といったようなものから、3年から5年の間で評価をしていくというようなことが非常に大切ではないかというふうに思います。

学校現場で大切なことは、企業ではいわゆる利益を生み出すというふうなことが大変厳しく受け取られておりますけれども、学校の場合はそういう危機感というか、緊張感といったようなものが意外と薄いのではないかと。ですから、そういう意味でもしっかり計画を実施段階に移していくといったようなものが、単なる計画の推進だけではなくて、企業的なある意味での厳しさをもって、学校もしっかり検証して実施していく意味で、それをきちっと評価していくというような評価の厳しさもそこには伴ってくるのではないかというふうに思うんですね。そ

いう意味では、やはり3年から5年といったようなことが大事ではないかというふうに感じます。

○荒井部会長 北島先生、いかがでしょうか。

○北島委員 白幡委員から出た現構想の部分も入らざるを得ないだろうという、またはやるべきだというのは、私も、切り離してこの23年度からのスタートに立ったとしても、このスタートがどういうスタートなのかというのを確認、または検証するためにも避けられないだろうというふうに感じております。これは学校の評価をする場合でも、それからこれからの評価の在り方を教育改革という目でやるにしても、私たちが今どういう時点で、それはどのような成果や、状況にあるのかというのは、この視点は欠くことはできないのかなという感じはしております。

○荒井部会長 菅野委員。

○菅野副部会長 私も今の件に関しては白幡委員、北島委員と同じでございます。基本は23年度からの構想の見直しということでもいいんですけども、それをやるための必要条件というか、そういうものとして、現在行われているものについての見直しというのは、踏み込まざるを得ないのではないかなという意見でございます。

以上です。

○荒井部会長 佐々木委員、いかがでしょう。

○佐々木委員 当然のこと過ぎて、何というか……。もう継続性がないとこれは絶対だめだと思わうのでそれは必ず、皆様のご意見どおりに現構想のもとに立って見直していかなければいけないというふうに思っています。

○荒井部会長 わかりました。何か確認を求めたようなことになってしまいましたけれども。

今日は大変たくさんの側面からのご意見をちょうだいすることができました。ありがとうございます。

この時間内でなかなか言いかねたこと、あるいは事後に「ああ、こういうことを言うべきだった」というふうなご意見もあろうかと思いますので、その場合にはファックスなり電子メールで事務局あてにご連絡をいただければというふうに存じます。

3 その他

○荒井部会長 最後に、次回の部会の日程ですけれども、11月の中～下旬を予定しております。また事務局から日程調整等をさせていただきますので、よろしくご配慮のほどをお願いしたい

と思います。

では、以上をもちまして、県立高等学校将来構想審議会第1回の検証の在り方検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局 限られた時間の中で、熱心なお話し合いをいただきましてありがとうございました。

本日ちょうだいいたしましたご意見以外に、時間の関係上お話しただけなかったご意見等がございましたら、お手元の用紙にご記入の上、郵送、ファックス、また電子メールなどで事務局までご連絡くださるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。